

■介護人材確保・職場環境等改善事業に関する Q&A 第 2 版 厚労省

▷補助金の使途や対象範囲を明確化、申請実務への対応指針に

- ・厚生労働省は、令和 7 年 4 月 30 日付事務連絡、「介護人材確保・職場環境等改善事業に関する Q&A（第 2 版）の送付について」を発出した。これは、令和 6 年度補正予算に基づく同事業の円滑な実施を目的として、補助金の使途や対象職員、事務手続きなどに関する 26 項目の具体的な質疑応答を整理したものである。

▼主なポイントと実務上の留意点

【人件費・職場環境改善の対象】

- ・補助金は介護職員に限らず、同一事業所で働く他職種にも支給可能。
- ・法定福利費等の事業主負担分も補助対象に含めることができる。
- ・支給は原則として一時金または臨時手当が想定されており、恒久的な支援策ではないため、ベースアップとして想定されていない。
- ・補助経費の配分は、全額を人件費または職場環境改善費に充当することも可能。

【補助対象外の事例】

- ・令和 7 年 4 月以降に開設した新規事業所は対象外。
- ・ICT 機器の購入費は対象外（介護テクノロジー事業との重複を避けるため）。

【柔軟な運用対応】

- ・計画書で職場環境改善のみに充当予定であっても、実施段階で人件費に使用した場合は実績報告で反映可能。
- ・法人単位での計画書作成も認められるが、補助金の申請は事業所が所在する都道府県ごとに行う。
- ・講師謝金や旅費、資料代等も含めた研修費が対象経費として明記された。

【申請・報告時の注意点】

- ・基準月は原則令和 6 年 12 月だが、1～3 月の選択も可能。変更理由の提出は不要。
- ・月遅れ請求や過誤調整分の反映には期限（令和 7 年 4 月 10 日受付分まで）が設定されている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1380「介護人材確保・職場環境等改善事業に関する

Q & A（第 2 版）」の送付について（令和 7 年 4 月 30 日）

厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001483348.pdf>